

商品名等 (電気用品名等)	ショーケース用照明器具
<p>1 当該商品等の概要</p> <p>用途、機能、性能 店舗等で使用されるガラス製ショーケース内に取り付ける照明用蛍光灯器具。</p> <p>構造、仕様、意匠 (1) 製造事業者が照明器具を組み込んだ状態で出荷する場合。 (2) ショーケースと照明ユニットを別梱包で出荷し、現地で施工業者(使用者を含む。)が組み立てる場合。 なお、いずれの場合においても、照明ユニットの各部品は、充電部が露出して いない。</p> <p>主な使用者、販売先 店舗、施工業者等</p>	
<p>2 対象・非対象の解釈</p> <p>出荷形態(1)及び(2)とも、特定電気用品以外の電気用品中、交流用電気機械器具の「電灯付家具」として取扱う。</p> <p>(理由) ショーケースは、日本標準商品分類上家具(83-027)に分類される。 出荷形態(2)は、最終組立を施工者に委ねたものであるが、完成状態が決定されているため、出荷形態(1)と同等、「電灯付家具」として取扱うのが妥当と判断する。</p>	